

<不在者投票の方法> 糸魚川市に選挙権がある方が他の場所で投票を行うには？

例えば、仕事や旅行などで糸魚川市から出ていて、他の場所で選挙を行う場合、次のように行います。
(滞在先等での不在者投票は、全国の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。)

□ 投票用紙等の請求（下図の①）

・糸魚川市選挙管理委員会に直接又は郵送（FAX やメールは使えません）によって、不在者投票請求書（兼宣誓書）を提出します。

※事由の（住所移転のため）に該当する方は、下記をご覧ください。

<不在者投票事由の（住所移転のため）に該当する方へ>

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙は、転出した場合（住民票を異動した場合）、その選挙権は失われますが、「都道府県の選挙（知事・議員）」については、同一都道府県内への転出に限って、選挙権は失われません。

ただし、「A. 引き続き同一都道府県内に住所を有していることを証明するに足る文書の提示」か、または「B. 名簿登録のある市区町村の選挙管理委員会委員長に対し引き続き同一都道府県内に住所を有していることの確認申請」が必要であり、別紙の様式「不在者投票請求書（兼宣誓書）」を提出していただくことで、Bの確認申請ができるようにしています。

□ 投票用紙等の交付（②）

・不在者投票の事由があると認められると、糸魚川市選挙管理委員会から本人宛てに、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を郵送します。

※同封する不在者投票証明書は、投票を行う滞在地の市区町村選挙管理委員会が開封するものですので、絶対に開封しないでください。不在者投票ができなくなります。

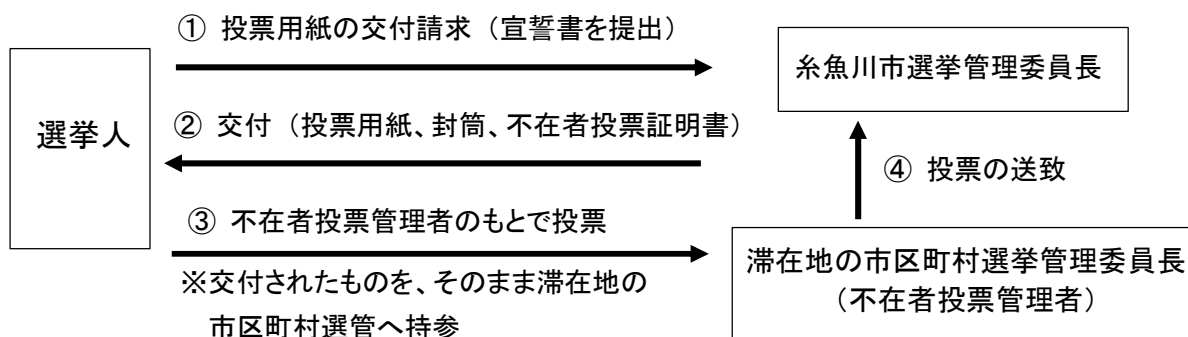
□ 投票方法（③）

・交付を受けた投票用紙等を、滞在地の市区町村選挙管理委員会に持参し、点検を受けた後、投票を行ってください。なお、居宅等で投票用紙に記入した場合は無効になります。

・投票いただいた投票用紙は、滞在地の市区町村選挙管理委員会から糸魚川市選挙管理委員会へ送致されます（④）

※郵便等により投票用紙等をやりとりするので日数がかかります。投票は早めをお願いします。

<不在者投票の流れ>



お問い合わせ先
糸魚川市選挙管理委員会
〒941-8501
糸魚川市一の宮一丁目2番5号
(電話) 025-552-1511